

家主と地主

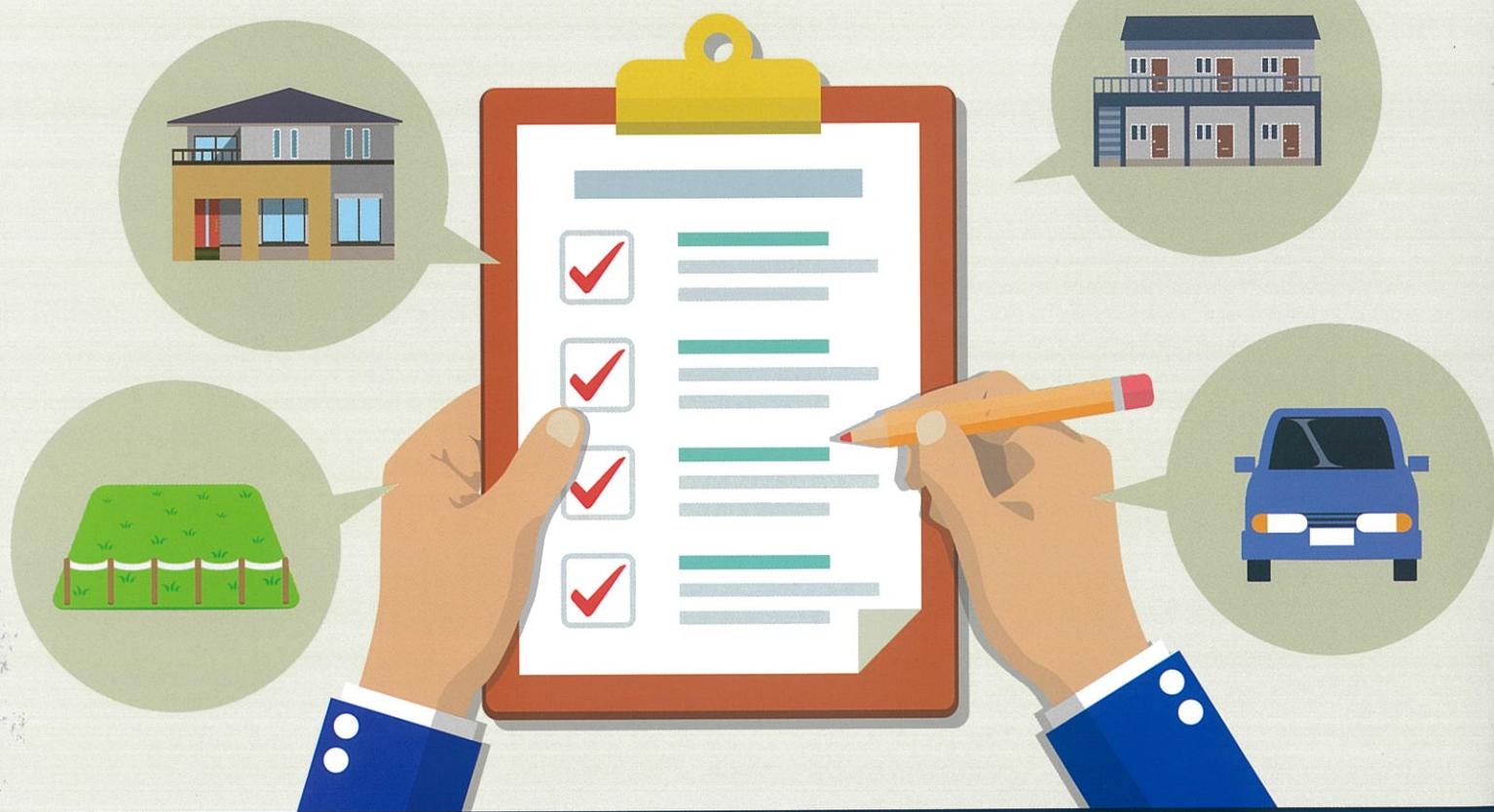
12

2022
Vol.147

2022年12月1日発行

相続後に困らない 不動産の継ぎ方

- ・相続登記の義務化で過去の登記漏れもさかのぼり確認
- ・生前の土地評価は遺留分のもめ事防止に役立つ
- ・売買契約書のない土地の売却は譲渡所得税との兼ね合いを考える



不動産小口化商品の研究／プロに聞く 物件の消臭・脱臭
不動産資産を守るパートナー 税理士・不動産鑑定士特集

不動産問題解決は不動産価値の把握から

日本橋鑑定総合事務所（東京都中央区）・代表取締役 三原一洋不動産鑑定士

地主にとって大切な資産である不動産。しかし、不動産の運用・管理にはさまざまなお題、トラブルが生じることがあります。例えば、昔から貸していた土地の地代が現在では不相當に安くなっているケースは少なくありません。

日本橋鑑定総合事務所は、個人や法人向けに不動産鑑定を提供することを目的として2006年に設立しました。その後、社会のニーズに応じる形で、現在は不動産鑑定に加えて、不動産の有効活用・

**不動産の有効活用や相続も
対応する不動産鑑定事務所**



相続対策などの相談対応やコンサルティングまで業務範囲を広げています。

近年、個人の相続や企業の事業承継において、不動産問題が課題の中心となることが増えています。これらの不動産に関する問題解決の出発点は、まずその不動産の価値を知ることです。税金問題も法律問題でさえも、不動産価値の把握からスタートします。

不動産の客観的価値を把握し、当事者同士で話し合うことで、不動産の有効活用や相続に備えた具体的な対策を立てての提案を行うことが可能となります。

財務省管理地の立て看板 その光景が仕事の原点

代表取締役の三原一洋氏の原点は、04年に「財務省管理地」の立て看板とロープで囲まれた2000m²の土地を前に、立ち尽くしたことです。その土地は重すぎる相続税が払えなかつた地主が誰にも相

談できず、物納した土地。「自分がアドバイスできていれば、土地を奪われずに済んだはず」と三原氏はその光景を見て拳を握りしめたそうです。

不動産のプロフェッショナルとして、地主や経営者が直面している不動産問題について、各分野の専門家と連携し、課題解決へ向けたアイデアを提供する日本橋鑑定総合事務所。「1人で抱え込まずにご相談ください」（三原氏）

日本橋鑑定総合事務所



「地主の地代交渉や相続についてYouTubeで分かりやすく解説」

- ・住所：〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-9-9 新室町ビル3F
- ・電話：03-3231-1186（代表）
- ・FAX：03-6279-0333
- ・URL：<https://nihonbashi-k.co.jp/>
- ・営業時間：平日午前10時～午後6時
- ・対応エリア：全国